

資料デジタル化及びデジタル資料長期保存に係る基本計画 2026-2030

国立国会図書館（以下「館」という。）では、原資料の保存及び電子図書館サービスの向上を目指し、平成 12（2000）年度から所蔵資料のデジタル化を進めている。また、デジタル形式の資料の長期にわたる利用を保証するため、平成 29（2017）年度から、CD、DVD などの媒体にデジタル形式で情報を固定した電子出版物（以下「パッケージ系電子出版物」という。）の保存に向けた取組を進め、令和 3（2021）年度からは保存用媒体としてリニアテープオープン（LTO）を活用している。

本計画は、「国立国会図書館ビジョン 2026-2030」を踏まえ、デジタル化の方法及びデジタル化の対象とする所蔵資料についての考え方を示すとともに、館が所蔵するデジタル形式の資料及びデジタル化資料（以下「デジタル資料」という。）の長期にわたる利用を保証するための取組の基本的な進め方について定めるものである。本計画の詳細については、必要に応じて実施計画を作成するものとする。また、必要に応じて、計画期間内に改定を行うことがある。

1 目的

館は、人々の創造的な活動に貢献するために、我が国の豊かな文化的資産を広く収集・保存するとともに、これらの収集・保存した文化的資産（所蔵資料）を後世に伝え、人々が将来にわたり利活用できるように関係機関と連携して社会全体として知識・文化の基盤を構築することを目指している。

これらの取組の一環として、所蔵資料のデジタル化を進めることにより、デジタル化した資料を原資料の代替として利用に供することで原資料を保存しつつ、検索の利便性を高め、障害者等を含むあらゆる人々の利用可能性を向上させる。また、媒体の脆弱性、再生装置の入手困難化及び再生ソフトウェア等技術の陳腐化（以下「再生環境の陳腐化」という。）という課題を抱えるデジタル形式の資料を適切に保存するとともに、記録された内容の長期にわたる利用を保証するための施策（以下「長期保存」という。）を講じる。

さらに、館は、デジタル化から長期保存までを一貫して実施できる運用体制を構築し、原資料だけでなくデジタル化資料を含むデジタル資料の長期保存を安定的に実現することで、知へのアクセスをより強固なものにする。

2 デジタル化と長期保存の方法

（1）デジタル化の方法

紙資料及びマイクロ資料（館が製作したものを含む。）のデジタル化では画像データを作成し、アナログ形式の録音・映像資料のデジタル化では音声・映像データ及び付属資料（媒体を含む。）の画像データを作成する。

文字を主体とした資料は原則として OCR を用いて本文のテキストデータを作成する。

(2) 長期保存の方法

デジタル資料の保存対策に当たっては、資料の特性、再生環境の陳腐化、経年による劣化状況の確認などの状態検査の結果及びその他の状況を踏まえ、媒体変換（同種の媒体への移行を含む。）及びファイルフォーマット変換等（以下「マイグレーション」という。）のうち最適な手段を選択して実施する。

パッケージ系電子出版物に対する状態検査を実施するとともに、マイグレーションの技術が確立していない媒体については、調査研究を継続する。原資料（媒体）の再生環境の整備と維持管理を行いつつ、長期保存に必要な社会的枠組みについて関係者との合意形成を目指す。

また、この分野における国際的標準化の動向を注視し、国際規格その他の既存の標準にできるだけ準拠する。可能な範囲で標準化活動にも参画する。

3 対象資料の範囲

(1) デジタル化の対象とする範囲

デジタル化の対象は、原則として、所蔵資料のうち国内資料とし、紙資料、マイクロ資料、アナログ形式の録音・映像資料を対象とする。

(2) 長期保存の対象とするデジタル資料

次に掲げる各資料を長期保存の対象とする。

① パッケージ系電子出版物等

館が、納本制度等により収集したフロッピーディスク、CD、DVD、Blu-ray Disc 等のデジタル形式の電子出版物及び図書・雑誌等の付属資料のうちデジタル形式のもの

② インターネット資料・オンライン資料

館が、インターネット資料収集保存事業（WARP）によって収集したウェブサイト等のインターネット資料及びオンライン資料収集制度によって収集したオンライン資料

③ デジタル化資料等

館が、所蔵資料をデジタル化又はマイグレーションした成果物、及び他機関等から収集したデジタルデータ（デジタル形式の画像・音声・動画・テキスト等）

(3) 外国刊行資料の取扱い

外国刊行資料のうち、日本語資料、希少性の高い資料及び歴史的価値の高い日本関係資料をデジタル化の対象とする。また、それ以外であっても、資料自体の劣化又は再生環境の陳腐化により今後利用提供が困難になると予測され、かつ、合理的手段では再度の入手が困難であるものについては、デジタル化及び長期保存の対象とする。

4 対象資料の選定

(1) デジタル化

デジタル化対象資料を選定する際の評価要素は、次に掲げる事項とし、特定の資料種別、刊行年代、主題等に区分した一定の規模の資料群単位で総合的に判断し、選定する。また、劣化状況等に応じて個体単位でデジタル化を実施することがある。

① 唯一性・希少性

他機関における所蔵が確認できない資料又は希少性の高い資料

② 資料の利用機会の拡大

デジタル化することにより利用機会の拡大が見込まれる資料

③ 資料の劣化状況、保存の緊急性

資料自体の劣化が進行している資料、閲覧・再生機器の入手が困難又は今後困難になる見込みの資料、デジタル化に必要となる資材・機器の入手が今後困難になる見込みの資料、保存・利用保証上のリスクが高い資料（利用頻度が高い資料等）

④ デジタル化への社会的・学術的ニーズ

デジタル化への社会的・学術的ニーズがあり、館の使命・役割及び他機関等との役割分担に照らして館がデジタル化することが妥当な資料

⑤ 国や世界の体系的なデジタルコレクション構築への貢献

年代・分野・主題等特色ある体系的なデジタルコレクションの構築が可能な資料、他機関のデジタル化との連携により体系的な構築が可能な資料

(2) 長期保存

保存対策を実施するデジタル資料の優先順位は、次の判断基準を基に総合的に判断し、決定することとする。媒体や資料群としての判断のほか、劣化状況等に応じて個体単位で保存対策を実施することがある。

① 再生環境の陳腐化並びに媒体の脆弱性及び劣化状況に応じた保存の緊急性

再生環境が陳腐化し入手困難となっている資料、媒体の特性上長期保存に対して脆弱な資料、劣化が進行している資料

② 唯一性・希少性

他媒体との内容の重複がない資料、他機関における所蔵が確認できない資料

③ 長期保存への社会的ニーズ

長期保存への社会的ニーズがあり、館の使命、他機関との役割分担等に照らして館が対策を行うことが妥当な資料

④ 保存のための対策手段の確立状況及び対策に要するコスト

保存対策の技術的手段及び利用提供方法が確立している資料並びに保存対策の実施に要するコストが過大とならない資料

5 本計画期間中に実施する資料群・対象範囲

(1) デジタル化

本計画期間中は、4(1)に掲げた評価要素を勘案し、主として次の資料群からデジタル化を行う資料を選定する。

・図書：平成12(2000)年までに刊行されたもので、デジタル化が未了のものを当面の対象範囲として行う。

・雑誌：平成12(2000)年までに刊行された巻号を優先して行う。雑誌記事索引採録対象誌及び学協会等からのデジタル化要望があるものについては、刊行後5年以上経過したも

のまでを対象範囲とする。

- ・古典籍資料
- ・録音・映像資料
- ・博士論文：平成 12（2000）年度までに授与されたものを対象範囲とする。
- ・憲政資料
- ・日本占領関係資料
- ・日系移民関係資料
- ・地図資料
- ・新聞資料

各資料群中、劣化状況等から保存対策の緊急性が高く、かつ、代替物の入手が困難な資料及びマイクロ資料については刊行年を限定せず優先的にデジタル化を行う。また、過去にデジタル化を行った資料について、可読性の向上等を目的として再度デジタル化を実施することがある。

このほか、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災においてその重要性が明らかとなった過去の災害の教訓を確実に後世に伝えるため、災害の記録等についても、引き続き、優先的にデジタル化を進める。

なお、実施に際しては、出版者、著作（権）者等の関係者との協議状況等も考慮する。

（2）長期保存

4（2）の判断基準に基づき、再生環境の陳腐化並びに媒体の脆弱性及び劣化状況等から、保存対策の緊急性が高いパッケージ系電子出版物については、新規受入れ分も含めて優先的に保存対策を行う。

また、引き続きパッケージ系電子出版物について計画的な保存対策を実施する。特に録音資料（音声 CD）は、刊行年が古く大量に所蔵することから、「JIS Z 6017:2006 電子化文書の長期保存方法」が規格化される前年 2005 年までを目途とした、計画的な保存対策に向けた取組に着手する。実施に際しては、出版者、著作（権）者等の関係者との協議状況等も考慮する。

なお、予防的対策として、デジタル化資料等の作成時においても、適切なファイルフォーマットの選択等、保存対策の観点に留意するものとする。

6 成果物の提供・保存及び原資料の保存

（1）デジタル化又はマイグレーション成果物の提供・保存

デジタル化とマイグレーションの成果物である画像データ等は、原則として保存用データと利用に適した提供用データの 2 種類を作成する。

提供用のデータは原資料の代替物として「国立国会図書館デジタルコレクション」(<https://dl.ndl.go.jp/>)を通じて利用に供するとともに、提供・管理に用いる情報システムのサーバに格納することを原則とする。登録に際しては、資料の性質に応じた適切な登録単位を選択し、メタデータを整備する。また、関係者間の合意に基づき、マイグレーション等の対策後のデータを利用に供するために、システム・ハードウェア等の環境（エミュレーション・仮想化等による利用を含む。）を整備する。

保存用のデータについては、本計画期間中は LTO での保存を行い、過去に光ディスク等で保存した保存用データも LTO に移行する。別途、標準的な技術を利用した保存媒体、保存方式等について検討を進め、長期保存に適した合理的かつ安定的な保存環境の整備に取り組むこととする。

(2) 原資料の保存

デジタル化済み又はマイグレーション済みの原資料は、適切な保存対策を行い、原則として利用には供しないこととする。

(3) インターネット資料・オンライン資料

インターネット資料収集保存事業（WARP）若しくは国立国会図書館デジタルコレクション又はその両方から利用に供するとともに、定期的なバックアップを実施する。

7 成果の利活用

我が国の知識・文化の基盤として、所蔵資料のデジタル化及びデジタル資料の長期保存の成果が広く社会的に利活用されるように努める。そのために、著作権等に留意しつつ社会的な理解を得るよう努める。

デジタル化資料については、関係者間の合意に基づき送信サービスによる入手困難資料の提供を着実に実施するとともに、インターネットで利用できる資料を拡大するため、適宜著作権処理を進める。インターネット公開は、著作権保護期間を満了したもの、文化庁長官の裁定を受けたもの、又は著作権者から公開の許諾を得たものについて行う。

本文検索等を目的とする画像データの本文テキストデータ及び視覚障害者等のための本文テキストデータの利活用、並びに全文テキストデータの機械学習データとしての利活用については、著作権法を遵守しつつ、出版者、著作（権）者等の関係者の理解も得ながら進める。

デジタル化資料を利活用しやすくするため、かつ、長期的アクセスを保証するため、関係機関等と調整の上、デジタル化資料及びマイグレーション成果物へのデジタルオブジェクト識別子（DOI）の付与を引き続き行う。

他機関による資料デジタル化の検討に資するため、資料デジタル化に係る館の知識・経験を共有する目的で、館におけるデジタル化の方法等を示したデジタル化の手引を公開する。また、必要に応じて資料デジタル化及び保存に関する情報提供を行う。

8 デジタル資料の長期保存に係る技術的調査研究・人材育成等

デジタル資料への長期にわたるアクセスの保証を目的とし、具体的な保存対策の推進のため、新規技術の活用、必要と考えられる技術に関する調査研究及び人材育成を計画的に実施する。調査研究の対象は次に掲げる事項を想定する。

- ① 資料の状態検査手法
- ② 長期保存の観点から望ましいファイルフォーマット及びマイグレーション方法
- ③ 長期保存のために必要なメタデータ項目及び保存システム等への実装方法
- ④ 媒体・コンテンツに応じたマイグレーション又はエミュレーション手法
- ⑤ 標準的な技術を考慮した、合理的かつ安定的な保存環境（媒体、システム等）

⑥ マイグレーション後のデータの効果的な提供方法

加えて、保存対策の長期的な検討に資するため、電子情報保存に関する国際学術会議 (iPRES) 等の関連する会議・イベント等に職員を派遣し、海外の長期保存システム等の技術動向について継続的に情報収集に努めるとともに、国内外の関係機関、企業等との情報共有及び連携を促進する。

なお、具体的な保存対策に係る領域は関西館が、技術的実証実験を伴う領域は電子情報部がそれぞれ担当し、両者が協力して進めるものとする。

9 進捗管理等

デジタル化及びデジタル資料の長期保存は、館として部局横断的・全館的に取り組むべき課題であり、電子情報部門、収集・書誌・資料保存部門及び利用提供部門が連携して施策を実施する。本計画に係る調整及び進捗管理は、電子情報部が行う。